

議案第10号

二宮町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額が引き上げられたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険条例（昭和34年二宮町条例第76号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の二宮町国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(議案第10号) 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>